

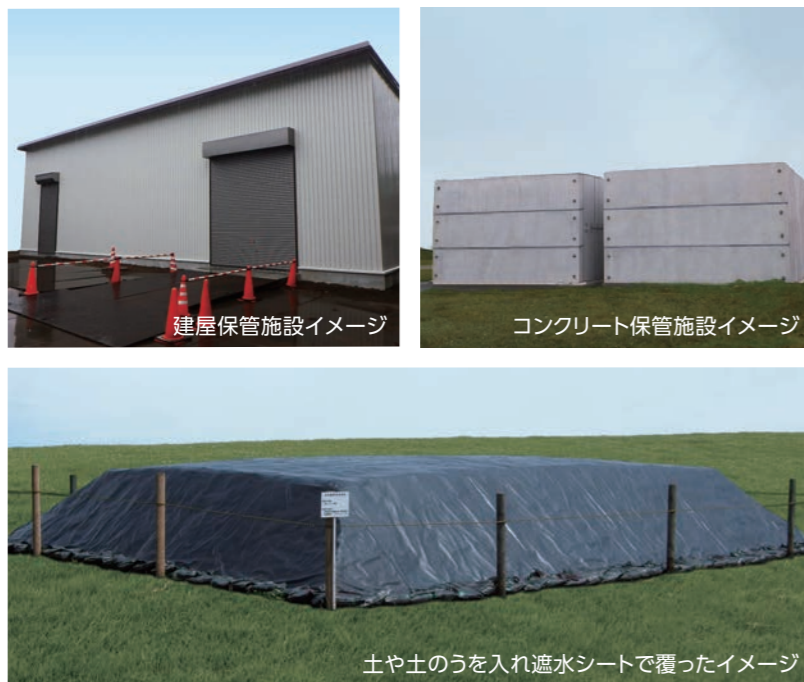
栃木県 _ 下野新聞 2020年1月27日 _ (集約保管)

指定廃棄物
集約保管

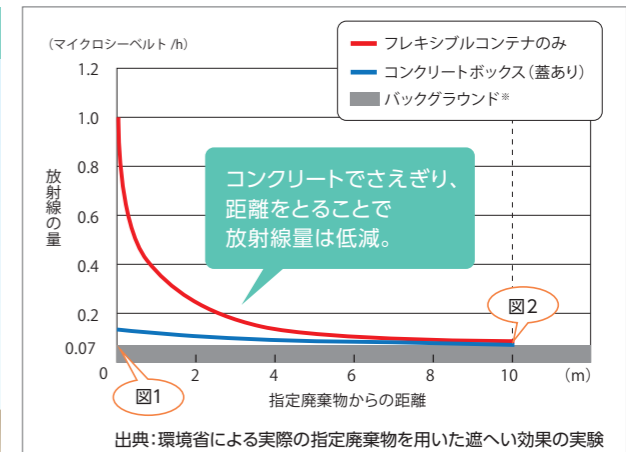
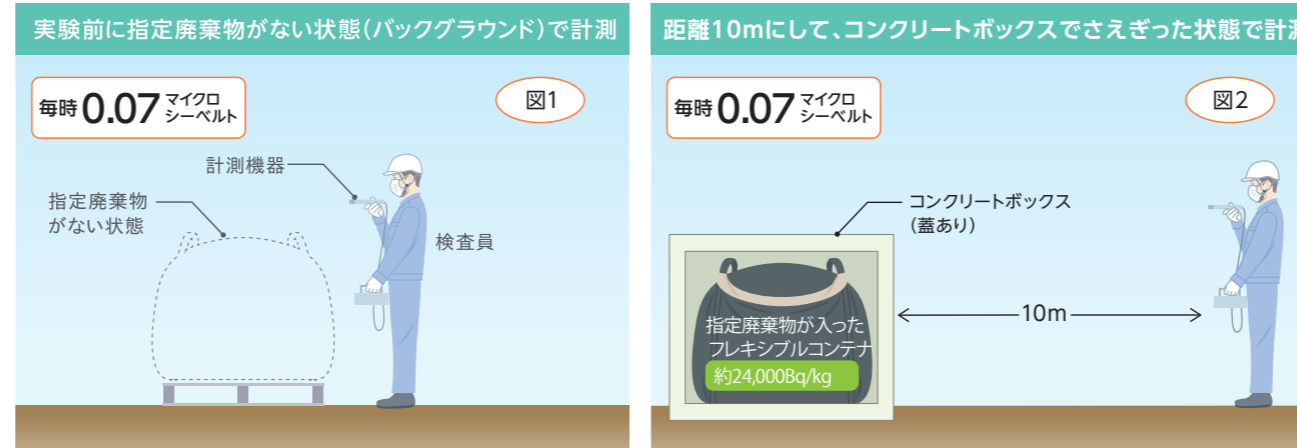
暫定集約においても「さえぎる」「遠ざける」
ことで指定廃棄物を安全に保管していきます。

栃木の指定廃棄物について、平成30年11月に開催された市町長会議で保管農家の
方々の負担軽減を進めるため、市町ごとに暫定的に集約保管する方針となりました。
現在、想定通りに放射能濃度が小さくなっているかを確認するため、農家(123名)が保管
する指定廃棄物の放射能濃度の再測定を行っています。集約保管に当たっては、適切に遮
へいを行うとともに、安全な距離をとることで周辺への放射線の影響を防ぐことができます。

建屋、コンクリート設備、土と遮水シート等により集約保管することで、放射線の遮へい効果が高まります。



■放射線の影響は「さえぎる」「遠ざける」ことで抑えられることの実証(実際の指定廃棄物を用いた遮へい効果の実験結果)



コンクリートボックス(蓋あり)で保管した場合
10m離れることでバックグラウンドと同じ放射線量になりました。

※バックグラウンドとは周辺空間の放射線の量です。宇宙から降り注ぐ放射線や土壌に含まれる自然の放射性物質による影響等があります。

解決に向けて、一歩ずつ前に。

指定廃棄物の処理は、国が責任を持って進めます。



特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 ☎ 0120-869-444フリーダイヤル(9:30~18:15 日祝除く) 環境省 放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト <http://shiteihaiki.env.go.jp/>

栃木 指定廃棄物

検索

